

質 疑 回 答 書

令和7年7月 31 日
吹田市水道部

工事名又は業務名 東御旅町配水管 φ 50mm～φ 150mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答 事 項
1	設計書	本工事の単価適用年月日をお教え下さい。	「共通代価」については、資材単価が「令和7年4月」、処分費が「令和6年度下半期及び令和7年度」、労務単価が「令和7年3月」単価を適用しております。
2	設計書	本工事の単価適用年月日に関して、当部共通代価の使用単価年月日、及び当該共通代価以外の使用単価年月日をご教示ください。また、それ以外の使用年月日がある場合は「どれどれについては令和〇年〇月」という形でご教示ください。	また、「共通代価以外」については、資材単価が「令和7年4月」、労務単価が「令和7年3月」単価を適用しております。
3	設計書	歩掛・経費年度は「令和6年度」、歩掛・経費区分は「上水道」、損料年度は「令和6年度」と理解してよろしいでしょうか。	歩掛年度については、「共通代価」が「令和7年度」、「共通代価以外」が「令和6年度」を適用しております。 また、経費年度は「令和7年度」、歩掛・経費区分は「上水道」、損料年度は「令和6年度」を適用しております。
4	設計書	経費年度は「令和7年度」、経費区分は「上水道」と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
5	設計書	本工事の「交通誘導警備員」は、全て交替要員無しと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	設計書	施工地域・工事場所による補正は、「一般交通影響有り(2)」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	設計書	現場環境改善費の計上の有無をお教えください。	現場環境改善費については、計上しておりません。
8	設計書	歩掛年度は「千里丘中配水管 φ 100mm 布設替工事」の質疑回答にて、「令和7年度」とありましたが、施工パッケージの構成比によると、「令和6年度」でした。今回工事でも、施工パッケージの構成比によると、「令和6年度」です。今回工事の歩掛は水道施設整備費積算基準(水道事業実務必携)は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	「令和7年度」を適用しております。

9	設計書	歩掛年度は「千里丘中配水管 φ 100mm 布設替工事」の質疑回答にて、「令和7年度」とありましたが、施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」でした。今回工事でも、施工パッケージの構成比によると、「令和6年度」です。今回工事の歩掛は施工パッケージ以外の土木工事標準積算基準書は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	「令和6年度」を適用しております。
10	設計書	歩掛年度は「千里丘中配水管 φ 100mm 布設替工事」の質疑回答にて、「令和7年度」とありましたが、施工パッケージの構成比によると、「令和6年度」でした。今回工事でも、施工パッケージの構成比によると、「令和6年度」です。今回工事の歩掛は下水道用設計標準歩掛表は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	「令和6年度」を適用しております。
11	設計書	特記仕様書3に『なお、4週8休工事について、本特記仕様書に定めのない内容については、吹田市水道部「4週8休工事」実施要領(令和6年6月1日一部改正)によるものとする。』とありますが、現在、吹田市水道部ホームページ上では(令和7年4月1日一部改正)しか見れません。その中では『本要領に定めのない事項については、大阪府都市整備部「4週8休工事実施要領(令和4年8月1日改正版)」を準用するものとする。』とか『水道施設整備に関する工事の補正係数については、水道事業実務必携に基づき計上を行う。』との文字も『なお、労務費等、市場単価及び土木工事標準単価の補正係数については、「大阪府 都市整備部「週休2日工事」実施要領」の「通期の4週8休」を適用する。』ともあります。4週8休工事の補正係数(共通仮設費率、現場管理費率、労務費、賃料、市場単価及び土木工事標準単価)についてどのように考えどのように補正すればよいのでしょうか。ご教示下さい。	「本特記仕様書に定めのない内容」については、「吹田市水道部「4週8休工事」実施要領(令和7年4月1日一部改正)」に準拠しております。 「水道施設整備に関する工事の補正係数」については、「水道事業実務必携(令和6年度)」を適用しております。
12	設計書	建設機械等損料表は「令和6年度」使用と考えてよろしいのでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
13	設計書	本工事の AS 塊、CO 塊処分は、大阪府都市整備部令和6年度建設廃棄物等受入価格(下半期 R07. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいのでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。

14	設計書	本工事の残土処分は、大阪府都市整備部令和6年度建設発生土受入価格(下半期 R07. 2. 1 適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
15	設計書	本工事の廃路盤材処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物(廃路盤材)受入価格(R7. 4. 1 適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
16	設計書	第14号明細表内の「ビニール材処分料【運搬費含まない】 廃プラ系混合廃棄物」は諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)算出に影響を及ぼす処分費等(設計書4頁、間接工事明細書にある処分費等)に含まれていると考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	「ビニール材処分料【運搬費含まない】 廃プラ系混合廃棄物」については、諸経費算出に影響を及ぼす処分費等に含まれておりません。なお、設計図書に誤謬または脱漏があった場合は設計変更の対象となります。積算については、設計書のとおり積算して下さい。